

2. 広告

共同発行业者の広告掲載については、市も内容の確認を行う。また、その内容がハローごみに適さないものであると市が判断した場合は、全体または一部を市と協議のうえ変更する。

広告はすべて共同発行业者による取り扱いとし、その収入は共同発行业者に属するが、共同発行业者は、あらかじめ提案した広告収入額を市に支払うものとする。

また、広告等の販売時において、広告依頼者から誓約書（別記様式5）の提出を受けること。誓約書の提出の無い場合は、原則として、広告を掲載することはできない。

3. 編集及び発行に係る費用

市は、ハローごみの編集及び発行に係る費用を負担し、共同発行业者に支払うものとする。

4. 支払い

市は、市と共同発行业者の双方の合意があるときは、覚書（別記様式5）を取り交わし、市が共同発行业者に支払う金額から、共同発行业者が市に支払う広告収入額を差し引いて支払うことができるものとする。

5. 電子書籍等への転用

市及び共同発行业者は、ハローごみまたはハローごみに掲載された情報について、利用者の利便性の向上を推進するため、市または共同発行业者に関連するWEB環境を用いた電子書籍等へ転用することができるものとする。

6. 著作権

① 市が提供する行政情報等は、すべて市に帰属し共同発行业者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、市の許可を得なければならないものとする。

② 共同発行业者が製作する情報や広告は、共同発行业者に帰属し、市が他の媒体への転載、引用等を行う場合は、共同発行业者の許可を得なければならないものとする。

③ ①及び②の規定に関わらず、5の規定により、電子書籍等への転用については、手続を省略することができるものとする。

7. その他

① 常に市と緊密な連絡体制をとること。

② 市は、共同発行业者が決定した場合は、その事実を市ホームページ等で広報する。

③ 本事業実施に伴い入手する個人情報や市内部情報の取扱については、「西宮市個人情報保護条例」を遵守し、その保護管理体制を確立し、万が一にも情報の漏洩等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。

④ 本仕様書に明示のない事項は、市の指示もしくは協議のうえ決定する。

以上